

冬季加算制度周知とケースワーカー増員急務 さとう綾市議／3月7日予算特別委員会



さとう綾市議は3月7日の予算特別委員会で、生活保護の冬季加算の制度活用の拡大と、ケースワーカーの増員を求めました。

フードバンク活用「原則収入認定しない」

物価高騰対策として政府は、生活保護世帯の生活扶助に臨時特例措置を設けたものの少数で、お米の値上がり分にも追いつかないのが現状です。

こうした生活保護世帯の窓口対応について市は、食料の底をついた場合の対応として、担当ケースワーカーが生活状況を聞き取り、計画的なやりくりについて助言をしていると説明。答弁を受けた、さとう市議は、生保世帯がフードバンクなどで食糧支援を受けても収入認定による減額をすべきではないと質問。担当部長は、「原則収入として認定しない」と答弁し、家計管理が困難な世帯への助言や指導して行くと説明しました。

冬季加算の前倒し周知徹底を

冬期間の暖房用燃油の高止まりが食費を圧迫しています。

燃料費が値上がりするなかで、冬季加算の前倒しが可能ですが、冬季加算の特別基準は、「重度

障害者加算の世帯」「要介護3～5」「ゼロ歳児がいる世帯」などのほか、外出が著しく困難で常時在宅せざるを得ない場合で、世帯から申請をして認められなければなりません。

さとう市議は、特別加算の制度が、生保世帯に通知されていないことから、制度そのものがあることを知らない実態があると指摘。保護課を通して周知する必要があると、ケースワーカーが実態の把握をして手続きをすすめるべきと求めました。市は要保護世帯の要介護度が引きあがり、新たに要件を満たす場合があることにふれ、「家庭訪問などを通じて、世帯の生活実態を的確に把握」し適正な認定につなげると答弁しました。

ケースワーカー増員急がれる

現在、生活保護世帯に対応するケースワーカーは646人（2024年11月現在、1人当たり担当世帯数89.5世帯）で、2025年度から6人増員し88.7世帯と改善されるもの、社会福祉法で規定されている80世帯を超える状態です。担当部長は、こうした人員配置の現状や、ケースワーカー7名に1名配置することとしているスーパーバイザー・査察指導員を2名増員し定数98名とすると答弁。さとう市議は経験が3年未満の7割を占めるケースワーカーが制度や施策に精通しながら自立支援をおこない、信頼関係を生保世帯と構築することが求められるが「担当世帯が多いと時間が取れず支援者に寄り添う、十分なサポートができないなど、悩むこともある」と、法律が規定する標準数に近づけるよう増員を求めました。